

原発避難で自殺認める

東電に4900万円賠償命令

福島地裁

二〇一二年七月、東京電力福島第一原発事故で避難中の福島県川俣町山木屋地区、渡辺はま子さん(当時五七)が自殺したのは「避難生活で精神的に追い詰め

られ、うつ状態になったため」として、夫ら遺族四人が東電に計約九千九百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁は二十六日、東電に約四千九百万円

の支払いを命じた。東電によると、原発事故が原因で自殺したとして東電に賠償請求した訴訟で初の判決。判決理由で潮見直之裁判

判決骨子

- 女性は避難した2011年6月12日以降、うつ状態であり、自死(自殺)の大きな原因と認められる
- 極めて過酷な経験が女性に耐え難い精神的負担を強いて、女性をうつ状態にした
- 東京電力は、事故が起きれば居住者が避難を余儀なくされ、さまざまなストレスを受けて自死に至る人が出ることも予見できた
- 自死と事故には相当因果関係があり、事故が自死原因に寄与した割合は8割、女性の心理的要因を理由とする減額割合は2割
- 展望の見えない避難生活への絶望と、生まれ育った地で自ら死を選んだ精神的苦痛は極めて大きく、損害額は約4900万円

長は、事故と自殺の因果関係を認め「展望の見えない避難生活への絶望と、生まれ育った地で自ら死を選ん

だ精神的苦痛は極めて大きい」と述べた。さらに、原発事故が起きた場合の想定について「住民は避難を余儀なくされ、ストレスで自死(自殺)に至る人が出ることも予見できた」と、東電の責任を厳しく指摘し

た。

判決によると、一二年三月十一日の原発事故で、山木屋地区は四月二十二日、計画的避難区域になった。はま子さんは六月、夫の幹夫さん(六八)と福島市内のアパートに避難。一時帰宅していた七月一日、自宅敷地内で焼身自殺した。

幹夫さんは判決後「判決で事故と自殺の因果関係があると聞いて涙が止まらなかった。東電は謝罪してほしい」と話した。東電は「判決の内容を精査し、真摯(しんし)に対応したい」との談話を出した。判決では、はま子さんが

原発事故で地域の密接なつながりや仕事を失ったとした上で「過酷な避難経験で耐え難い精神的負担を強いられ、うつ状態になった可能性が高い」と認定した。東電は訴訟で、一定の心理的負担を認める一方、「事故以外の原因も考慮するべきだ」として争っていた。原発事故に関しては、東日本大震災から間もない一年三月二十四日に自殺した福島県須賀川市の農家の男性(当時六八)の遺族が賠償を求めた裁判外紛争解決手続(ADR)で、東電が賠償することで和解した例がある。